

# 射水市中小企業・小規模企業振興基本条例

(2019年4月制定)

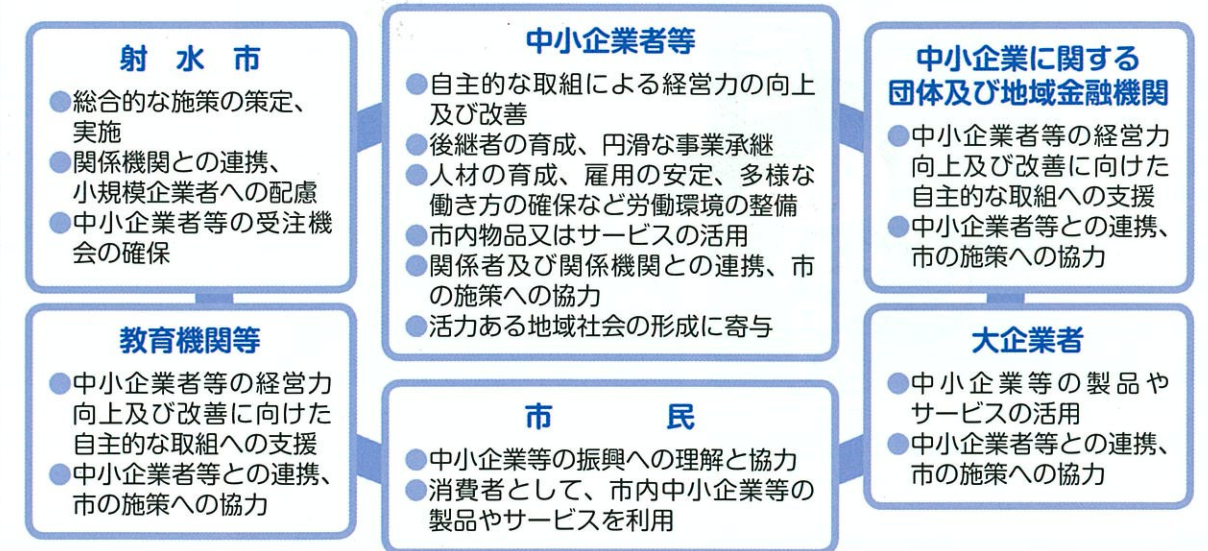
## 目的

中小企業等の振興に係る基本的事項を定めることにより、その振興策を総合的に推進し、もって地域社会の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与すること。

## 基本理念

- (1) 中小企業者等の自主的な努力及び創意工夫により、経営力向上及び事業の持続的な発展を図ること。
- (2) 特色ある地域資源等を積極的に活用するとともに、維持・保全に努めること。
- (3) 多様な働き方を推進するとともに、人材の育成及び確保を図ること。
- (4) 労働環境及び勤労者福祉の向上を図ること。
- (5) 地域経済発展の重要性に鑑み、地域内での経済循環の促進に努めること。
- (6) 小規模企業者の持続的な発展に、特に配慮すること。
- (7) 関係団体及び市民が相互に連携し、及び協働すること。

## 関係団体等の役割



## 基本方針

- (1) 中小企業者等の経営の革新及び創業の促進
- (2) 中小企業者等の販路拡大の促進
- (3) 中小企業者等及び関係機関との連携、中小企業者等相互の連携の促進
- (4) 人材育成及び雇用の安定の促進
- (5) 円滑な事業承継の促進
- (6) 地域資源の維持、保全及び活用による地域経済の発展の促進
- (7) 労働環境、勤労者福祉の向上
- (8) 次代を担う若者の勤労観等の醸成

## 中小企業・小規模企業振興会議

中小企業等の振興施策の調査審議

## 財政上の措置

各種施策の推進のための財政措置

## 中小企業・小規模企業の振興

# 【5か年の具体的計画】第2次射水市中小企業振興計画

(計画期間 2019年～2023年)

## 今後5年間の具体的な中小企業振興策を定めました。

### 策定の目的

基本条例の目的である「地域社会の持続的な発展と市民生活の向上」を達成するため、中小企業振興に係る今後5年間の具体的な取組を定めました。

### 将来像

地域資源を活かし 未来を切り拓く 射水の中小企業  
 ～海・川・野・里山、港、ひと、技術、豊かな射水の財産を 輝く未来への力に変えて～

豊かな地域資源、地域特性に恵まれた射水の地で、様々なチャレンジをし、新しい未来、新しい射水を切り拓き、豊かな市民生活を実現していこうという思いが込められています。

### 基本施策

中小企業の自主的な努力を前提としながらも、次の8つの基本施策に基づき、様々な施策を展開していきます。

- (1) 経営革新、創業の促進
  - 商工会議所、商工会への支援、
  - 中小企業の経営革新に向けた取組への支援
  - 市内創業者への支援
- (2) 販路拡大の促進
  - 展示会出展など、販路拡大への取組を支援
- (3) 産学官金連携、新技術等開発の促進
  - 経営活動の様々な場面で産学官金の連携を促進
  - 新技術・新商品の開発を支援
- (4) 人材育成・確保の促進
  - 人材育成の促進（社会人教育の推進等）
  - 人材確保の促進（合同企業説明会等）
- (5) 円滑な事業承継の支援
  - 円滑な事業承継の支援（専門家活用の支援等）
- (6) 地域資源等を活かした地域経済発展の促進
  - 商店街等の賑わいづくり
  - 商工団体と商店街等との連携促進
  - コミュニティビジネスの調査研究
  - 企業誘致の推進
- (7) 労働環境及び勤労者福祉向上の促進
  - 労働環境の向上（働き方改革の推進等）
  - 勤労者福祉の向上（ゆとりライフ互助会等）
- (8) 次代を担う若者の勤労観等の育成の促進
  - 児童生徒の勤労観及び職業観の育成
  - 創業機運の醸成

## 新たな支援制度を創設しました

2019年4月から、中小企業を支援する新たな補助制度を創設しました。

### IT活用支援事業

自社製品やサービスの販路拡大を目的としたインターネットショップへの登録経費等を支援します。(補助率1/2、限度額10万円)

### 新商品・新技術開発支援事業

産学連携による新商品・新技術の開発経費等を支援します。(補助率1/2、限度額20万円)

### 買い物支援事業

市内の買い物困難地域で行う買い物サービス事業の経費を支援します。(補助率1/3、限度額50万円)

このほか、中小企業のライフステージに応じた様々な支援を行っています。お気軽にご相談ください。

### 【中小企業支援の一例】

- 創業期…創業支援事業補助、商店街等新規出店支援事業補助、創業支援資金
- 拡大期、安定期…販路拡大支援事業補助、設備投資資金
- 再生期…専門家活用支援事業補助、経営支援資金
- 事業承継期…専門家活用支援事業補助

※中小企業…本ページでは、中小企業及び小規模企業のことを指しています。





# 中小企業の経営活動をライフステージに応じサポートします



## 市補助金 など

## 市融資制度 など

## その他の支援や取組

### 創業期

創業して間もない時期

#### 創業支援事業補助金

上限50万円 補助率1/2



市内創業  
応援します!

#### 商店街等新規出店支援事業補助金

上限100万円 補助率1/2 (\*ただし、創業者は上限30万円増額)



#### 創業者支援資金

融資限度額2,000万円  
運転5年以内・設備7年以内  
市内で創業する人に、融資を斡旋します。



#### 特定創業支援事業を受けた 証明をもつ者

- ①登録免許税の減免等
- ②創業関連保証の特例等、他2点



### 成長期 安定期

更なる飛躍のために、  
販路開拓や新事業展開を  
図る時期

#### 販路拡大支援事業補助金

上限：国内30万円、海外50万円 補助率1/2



海外進出も  
ありかも!!

#### 合同企業説明会事業者参加支援事業補助金

上限20万円 補助率1/2



#### 専門家活用支援事業補助金

上限3万円 補助率1/2



人材確保に

#### IT活用支援事業補助金

上限10万円 補助率1/2



eコマースに  
参入してみる!!

#### 新商品・新技術等開発支援事業補助金

上限20万円 補助率1/2



#### 買い物支援事業補助金

上限50万円 補助率1/3 (\*ただし、県の買い物支援事業採択見込案件に限る)



#### 中小企業振興資金

融資限度額2,000万円  
運転5年以内・設備7年以内



#### 設備投資促進資金

融資限度額3,000万円 10年以内  
設備投資用の返済期間が長い融資です。



#### 短期季節資金

融資限度額500万円 5ヶ月以内  
夏・冬のボーナス用資金としてご利用いただけます。



#### 先端設備導入計画

計画認定後に新設導入された償却資産について、固定資産税を最大3年間免除します。



- 完納証明の発行ができる方（射水市に納税義務があり、滞納のない方）には、制度によって2/3～全額の保証料助成を受けることが可能。
- 小規模事業者経営改善資金（マル経）の利子助成（利息最大2年間分 補助率1/2）

### 再生期

経営改善を行ったり、  
採算性を見直す時期

#### 専門家活用支援事業補助金

上限3万円 補助率1/2

#### 中小企業振興資金 (経済変動対策枠)

融資限度額2,000万円 運転5年以内



### 承継期

会社の代替わりを考える時期

#### 商店街等新規出店支援事業補助金

上限100万円 補助率1/2

商店街エリアで事業承継して  
店舗改修が必要な時にも使える

#### 事業承継税制

特例承継計画の認定を受けることで、相続税や贈与税の納税猶予ができます。



## 支援機関

### 射水市商工企業立地課

射水市小島703番地



TEL 0766-51-6675

新湊地区に  
お住まいの方

### 射水商工会議所

射水市本町二丁目10番35号



TEL 0766-84-5110

小杉・大門・大島・下  
にお住まいの方

### 射水市商工会

射水市戸破4229番地



TEL 0766-55-0072

### 富山県信用保証協会



女性支援チーム「アイラーレ」  
富山市総曲輪2丁目1番3号

### 日本政策金融公庫

TEL 0766-25-1171

### 市内に店舗のある 各金融機関

●産学官金連携については  
富山県立大学地域連携セ  
ンター

TEL 0766-56-0604

●その他、各種相談先  
・富山県新世紀産業機構  
内よろず支援拠点、

TEL 076-444-5605

・事業引継ぎ支援センター  
等

創業期

成長期  
安定期

再生期

承継期

## Q & A よくある質問

Q1 補助金の申請は、  
いつ提出すればよいか？

A1 原則として、事業計画を立てたら、  
必要な支払いが発生する前に申請  
してください。

Q2 補助金の申請に提出期限はあるのか？

A2 新商品・新技術等開発支援事業以  
外、基本的に申請は随時受け付け  
ています。ただし、予算に限りが  
ありますので、申請を検討されて  
いる場合は、お早めに支援機関に  
ご相談ください。

Q3 どのようなものが  
補助対象経費になるか？

A3 事業ごとに補助対象となる経費は  
異なります。例えば、創業支援補  
助金は機械設備・器具備品購入  
費・店舗の改装費、販路拡大支援  
事業は出展料・小間装飾料・交通  
費等です。詳しくは、HPをご覧  
いただくか支援機関にお問合せく  
ださい。

Q4 融資を受けることができるのは、  
どのような人か？

A4 市内に主たる事業所を有し、一年  
以上継続して同一事業を営んで  
いる中小企業者で、税金・返還金等  
(早期完済返還保証料)を完納して  
いる方です。

Q5 保証料の助成を受けることができるのは、  
どのような人か？

A5 上記の要件を満たし、射水市が発  
行する完納証明書の提出ができる  
方です。  
※本市において、納付する税を有し、滞納の  
ないことが証明できる方です。

Q6 実行された融資について、保証料助成金  
の申請は、どのようにすればよいか？

A6 原則、保証協会から保証決定の通  
知を受けた方に、市から申請書  
を送付し、融資を受けた金融機関  
経由で申請書をご提出いただい  
ております。  
ただし、ご利用の制度によって保  
証協会から市に保証決定が直接来  
ないもの(創業支援資金、緊急経  
営改善資金)がありますので、ご  
案内がない場合は市までお問合せ  
ください。